

告 示

埼玉県告示第五百四十五号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、令和元年十月十一日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

表常時介護を要する状態の項中「十万五千二百九十円」を「十六万五千五百五十円」に、「五万七千九百九十円」を「七万七千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に、「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。